事例No.	2898
公表年度	R5
団体の属性	都道府県
団体名	愛知県

事例区分	行政改革

タグ	・消防・防災 ・組織改革

事例種類	消防・防災

事例内容・タイトル

重点受援県内市町村における受援体制の整備状況について

出典

今後発生が想定される南海トラフ地震発生時の応援職員派遣に係るアクションプラン策定のためのワーキンググループ（第3回）

重点受援県内市町村における受援体制の整備状況について

都道府県名	愛知県

1．庁内全体の受援調整

（単位：市町村数）

区分	(1)庁内全体の受援を調整する担当組織（担当者）		(2)左記1(1)の担当者の2名以上選定		(3)左記1(1)の担当組織（担当者）の役割	
定めている	42	77.8%	36	66.7%	38	70.4%
定めていない	12	22.2%	18	33.3%	16	29.6%

※各項目は、内閣府（防災）が策定する「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和3年6月）」を参考に受援体制の整備状況を調査したものである（以下同じ）。

2．各受援対象業務

①災害マネジメント

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	29	53.7%	23	42.6%	20	37.0%	21	38.9%
定めていない	25	46.3%	31	57.4%	34	63.0%	33	61.1%

②避難所運営

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	36	66.7%	30	55.6%	23	42.6%	24	44.4%
定めていない	18	33.3%	24	44.4%	31	57.4%	30	55.6%

③支援物資

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	35	64.8%	30	55.6%	25	46.3%	25	46.3%
定めていない	19	35.2%	24	44.4%	29	53.7%	29	53.7%

④災害廃棄物の処理

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	36	66.7%	29	53.7%	25	46.3%	25	46.3%
定めていない	18	33.3%	25	46.3%	29	53.7%	29	53.7%

⑤住家の被害認定調査・罹災証明書の交付

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	35	64.8%	31	57.4%	26	48.1%	27	50.0%
定めていない	19	35.2%	23	42.6%	28	51.9%	27	50.0%

⑥被災者支援・相談

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	31	57.4%	25	46.3%	22	40.7%	23	42.6%
定めていない	23	42.6%	29	53.7%	32	59.3%	31	57.4%

第３節　方面本部

１　方面本部の組織と所掌事務

(1) 方面本部会議

組織		主な所掌事務
方面本部長	東三河総局長、県民事務所長、新城設楽振興事務所長	管内の災害応急対策の実施に関する基本方針を決定するほか、基本的事項について協議し、その実施を推進する。
方面本部副本部長	東三河総局部長、県民事務所次長、新城設楽振興事務所次長	
方面本部員	災対本部要綱第６条第２項に定める者	

(2) その他の組織と主な所掌事務

災害に関する情報の収集・伝達、県本部と方面本部間の連絡調整及び災害応急対策に関する基本的事項の実施等を円滑に行うため、組織及び所掌事務を次のとおりとする。

(ｱ) 方面本部に統括部及び支援部を置く。また、方面本部の業務を円滑に行うため支部を置くことができ、その組織及び主な所掌事務は方面本部に準ずる。

(ｲ) 統括部には総括班、情報班及び総務班を置き、支援部には支援班及び緊急物資チームを置く。なお、西三河方面本部の支援部には、豊田加茂支援班を置く。

(ｳ) 各部、各班の主な所掌事務は次のとおりとする。なお、部長及び各班の人員については、方面本部長が別に定める。

組織		主な所掌事務
統括部		・総括事務、情報事務、総務事務の統括に関すること。
	総括班	・管内の災害応急対策の総括に関すること。 ・センター室の運用体制（要員運用、緊急物資チームの設置等）に関すること。 ・方面本部会議に関すること。 ・先遣・情報収集チーム、支援チーム等の派遣決定に関すること。 ・市町村からの要請（自衛隊・災害救助法・人的支援）への対応に関すること。 ・その他、他の班に属さないこと。・その他、他の班に属しないこと。
	情報班	・管内市町村の被害情報・活動情報の収集（応援要請を除く）に関すること。 ・管内の被害情報・活動情報の整理・共有及び災害情報センターへの伝達に関すること。 ・管内市町村との通信の確保に関すること。 ・気象・地震等情報の整理・共有に関すること。 ・記録の整理（活動記録、方面本部会議資料の作成）に関すること。

	総　務　班	・登録要員の勤務管理に関すること。 ・職員の食料、安全衛生の確保・管理に関すること。 ・車両及び資機材の確保・管理に関すること。 ・緊急通行車両の標章等の交付に関すること。 ・庁舎管理者との連絡調整に関すること。 ・その他庶務に関すること。
支　援　部		・支援事務の統括に関すること。
	支　援　班	・先遣・情報収集チーム、支援チーム及び市町村支援チームの運用に関すること。
	緊急物資チーム	・備蓄物資の調整・配分に関すること。 ・本庁備蓄物資、調達物資、応援物資の受入・払出に関すること。
	豊田加茂支援班	・先遣・情報収集チーム、支援チーム及び市町村支援チームの運用に関すること。

(3) 連絡員

ア 方面本部に所属する地方機関の活動状況の報告や他の地方機関との連絡調整を行うため連絡員を置く。

イ 連絡員及び主な所掌事務は、次表のとおりとする。

組　織		主　な　所　掌　事　務
連　絡　員	保健所職員、農林水産事務所職員、建設事務所職員、港務所職員	上司の命を受け、各地方機関で処理する事務又は業務に係る方面本部の事務を処理する。

※　連絡員は、東三河総局、東三河総局新城設楽振興事務所及び県民事務所の兼務者又は各地方機関の事務に精通した課長補佐級以上の職員とする。

2　方面本部の運営

(1)　方面本部

ア　方面本部長の職務の代理の順序

方面本部長の職務の代理の順序については、あらかじめ定めておくものとする。

イ　方面本部会議の運営

(ｱ) 方面本部会議の開催

a　方面本部長が必要と認めたとき開催するものとする。

b　開催通知は、総括班が関係機関へ通知するものとする。

(ｲ) 方面本部会議で協議すべき事項

方面本部会議は、管内の災害応急対策の実施に関する基本方針を決定するほか、おおむね次の事項に関し協議するものとする。

a　方面本部内機関の相互応援に関すること。

b　その他構成機関からの申し出事項に関すること。

(ｳ) 方面本部会議の開催場所等

方面本部会議の開催場所については、あらかじめ定めておくものとする。

(ｴ) 資料の提出及び代理出席等

a　方面本部員は、会議に出席するにあたり、その所管する事務の対策状況等の資料を

提出するものとする。

b　方面本部員は、やむを得ない事由により会議に出席できないときは、あらかじめ定めた代理者を出席させるものとする。

(ｵ) 方面本部会議に提出する資料

方面本部会議に提出する資料の部数、提出時期については、あらかじめ定めておくものとする。

(ｶ) その他

a 方面本部長は、必要に応じて他の機関の職員等に出席を求め、必要な意見を聴取することができる。

b 方面本部長は、方面本部会議の開催のほか、方面本部支部の担当区域を除いた区域の方面本部員及び方面本部長が必要と認める他の機関の長を召集し、当該区域の災害応急対策に関する連絡調整を行う会議を必要に応じ開催するなど、災害応急対策を円滑に推進するものとする。

ウ　災害対策センター室の運営

(ｱ) 災害対策センター室の配置等

災害対策センター室の場所及びその配置については、あらかじめ定めておくものとし、災害の状況によっては、防災担当課の部屋を使用するものとする。

(ｲ) 方面本部要員の参集

方面本部要員は、災害対策センター室が開設されたときは、「センター等の要員の参集時期及び場所」（P96）の区分により直ちに災害対策センター室へ参集するものとする。

エ　統括部の運営

(ｱ) 統括部各班（総括班、情報班及び総務班）は、本章第３節「１方面本部の組織と所掌事務」「（２）その他の組織と主な所掌事務」に記載の所掌事務に掲げる業務を行う次に掲げる業務を行う。

(ｲ) 統括部各班（総括班、情報班及び総務班）は、災害対策センター室が開設された場合、原則として同室で業務を行うものとする。ただし、災害の状況によっては、防災担当課及び配備中の各係員の所属において業務を行うものとする。

(ｳ) 情報班は、管内の被害情報を防災情報システムにより逐次、収集する。この際、市町村に対し、被害が発生した場合に逐次報告するよう、あらかじめ通知しておくものとする。また、防災情報システムに未入力の市町村がある場合、または、入力数値に誤入力があると認められる場合は、該当市町村に確認するものとする。

なお、防災情報システムが使用できない場合は、逐次及び定時（３時間ごと）に確認するものとする。

オ　支援部の運営

(ｱ) 支援部各班・チーム（支援班、緊急物資チーム、豊田加茂支援班）は、本章第３節「１方面本部の組織と所掌事務」「（２）その他の組織と主な所掌事務」に記載の所掌事務に掲げる業務を行う。

(ｲ) 支援班の運営

a　支援班に先遣・情報収集チーム及び支援チームを設置する。なお、災害対応の拡充期においては、必要に応じて市町村支援チームを設置する。

b　各チームは、次の場合に派遣する。

(a) 先遣・情報収集チーム

第二非常配備準備強化体制、第二非常配備警戒体制、又は第三非常配備体制において、方面本部長が必要と認めるとき。

(b) 支援チーム

市町村長から災害対策基本法第６８条に基づく応援要求がなされたとき

c 支援班は、方面本部長が、先遣・情報収集チーム、支援チーム及び市町村支援チームの派遣決定をした際には、同チームの運用を行う。

d 先遣・情報収集チーム、支援チーム及び市町村支援チームは、方面本部長が指定した場所において、次に掲げる業務を行うものとする。

(a) 先遣・情報収集チーム

・市町村災害対策本部の活動状況等の確認業務

・市町村災害対策本部が行う被害状況等の県への伝達業務の補完

(b) 支援チーム及び市町村支援チーム

・市町村が実施する災害応急活動の支援業務

（市町村職員が実施する専門分野以外の業務への支援）

c 支援班の派遣に関することその他必要な事項は別に定める。

（資料９「災害時における市町村への職員派遣に関する要綱」参照）

d 方面本部長の判断により、市町村に先遣・情報収集チームを派遣する事ができる。

e 災害対応の拡充期において、市町村の様々な支援ニーズに的確に対応できるよう、先遣・情報収集チーム、支援チーム及び緊急物資チームを統合した市町村支援チームを設置し、一体的・弾力的に運用する。

(ｳ) 緊急物資チームの運営

緊急物資チームは、第３非常配備が発令された場合又は、方面本部長が開設決定をした際には、方面本部長が指定した場所で業務を行うものとする。

(2) 方面本部支部

ア 方面本部支部の運営

方面本部支部に配置される統括部及び支援部の運営については、（１）方面本部「エ統括部の運営」及び「オ支援部の運営」を準用する。

イ その他

方面本部支部長は、支部管内の方面本部員及び支部長が必要と認める他の機関の長を召集し、当該区域の災害応急対策に関する連絡調整を行う会議を必要に応じ開催するなど、災害応急対策を円滑に推進するものとする。

(3) 連絡員の任務

ア 連絡員は、各地方機関において災害応急活動の情報収集に務めることとし、方面本部長の判断により方面本部に就くこととする。

イ 連絡員は、災害に関する各地方機関の所掌事務を処理するほか、次の業務に当たるものとする。

(ｱ) 方面本部において、応急対策について協議すること。

(ｲ) 各地方機関の活動状況を把握し、方面本部又は他の地方機関との連絡調整を行うこと。

(4) 他の機関の受入れ

自衛隊の災害派遣要請等の円滑化及び災害応急対策の実施の推進を図るため、必要に応じ自衛隊及び防災関係機関と連絡し、自衛隊の連絡幹部等の派遣及び防災関係機関の職員

を災害対策センター室に受け入れるものとする。

方面本部の組織

	構　成　組　織
尾張方面本部	尾張県民事務所、自治研修所、 名古屋東部県税事務所、名古屋東部県税事務所[中川駐在室]、名古屋東部県税事務所[小牧駐在室]、 名古屋北部県税事務所、名古屋西部県税事務所、名古屋南部県税事務所、 名古屋南部県税事務所[高辻間税課]、東尾張県税事務所、西尾張県税事務所
	瀬戸保健所、瀬戸保健所[豊明保健分室]、春日井保健所、春日井保健所[小牧保健分室]、 江南保健所、清須保健所,清須保健所[稲沢保健分室]、尾張福祉相談センター、一宮児童相談センター、 春日井児童相談センター、女性相談センター、総合看護専門学校、愛知学園、 医療療育総合センター、精神保健福祉センター、衛生研究所、 食品衛生検査所[衛生研究所食品監視・検査センター]、動物愛護センター[尾張支所]
	愛知芸術文化センター、愛知芸術文化センター[愛知県図書館]、陶磁美術館、あいち朝日遺跡ミュージアム
	消防学校
	環境調査センター
	名古屋高等技術専門校、名古屋高等技術専門校[造園科]、名古屋高等技術専門校窯業校、あいち産業科学技術総合センター[産業技術センター瀬戸窯業試験場]、 あいち産業科学技術総合センター[食品工業技術センター]、あいち産業科学技術総合センター[尾張繊維技術センター]
	尾張農林水産事務所、尾張農林水産事務所[稲沢駐在室]、尾張農林水産事務所[一宮支所]、 農業総合試験場、西部家畜保健衛生所[尾張支所]、県有林事務所、県有林事務所[印所事業所]、 あいち海上の森センター
	尾張建設事務所、尾張建設事務所[尾張流域下水道出張所]、一宮建設事務所
	愛知用水水道事務所[尾張旭出張所]愛知用水水道事務所[高蔵寺浄水場]、 愛知用水水道事務所[尾張東部浄水場]、尾張水道事務所、尾張水道事務所[犬山浄水場]、 尾張水道事務所[尾張西部浄水場]、水質試験所
	がんセンター、精神医療センター
	尾張教育事務所、総合教育センター
	旭丘、瑞陵、明和、惟信、松蔭、昭和、名古屋西、熱田、中村、千種、南陽、守山、鳴海、天白、名古屋南、城北つばさ、旭陵、名古屋工科、愛知総合工科、愛知商業、中川商業、緑丘、一宮、木曽川、一宮西、一宮北、尾西、一宮南、一宮興道、一宮起工科、一宮工科、一宮商業、瀬戸、瀬戸西、瀬戸工科、瀬戸北総合、春日井、春日井西、春日井東、高蔵寺、春日井南、春日井工科、春日井商業、犬山、犬山南、尾北、江南、古知野、小牧、小牧南、小牧工科、稲沢東、稲沢、杏和、旭野、岩倉総合、豊明、日進、日進西、新川、西春、長久手、東郷、丹羽、名古屋盲、名古屋聾、千種聾、一宮聾、名古屋特別支援、港特別支援、一宮特別支援、一宮東特別支援、瀬戸つばき特別支援、春日台特別支援、春日井高等特別支援、小牧特別支援、いなざわ特別支援
海部方面本部	西尾張県税事務所[海部徴収課]
	埋蔵文化財調査センター
	津島保健所、海部福祉相談センター
	海部農林水産事務所、海部農林水産事務所[日光川排水機場駐在]、水産試験場[内水面漁業研究所　弥富指導所駐在]
	海部建設事務所
	海部教育事務所
	津島、津島北、津島東、愛西工科、佐屋、海翔、五条、美和、佐織特別支援
知多方面本部	知多県税事務所
	半田保健所、半田保健所[美浜駐在]、知多保健所、知多福祉相談センター、 動物愛護センター[知多支所]
	あいち産業科学技術総合センター[産業技術センター常滑窯業試験場]
	知多農林水産事務所、西部家畜保健衛生所、水産試験場[漁業生産研究所]
	知多建設事務所
	衣浦港務所
	愛知用水水道事務所、愛知用水水道事務所[上野浄水場]、愛知用水水道事務所[知多浄水場]
	あいち小児保健医療総合センター
	知多教育事務所
	半田、半田東、半田工科、半田農業、半田商業、常滑、横須賀、東海南、東海樟風、大府、大府東、桃陵、知多翔洋、阿久比、東浦、内海、武豊、半田特別支援、ひいらぎ特別支援、大府特別支援、大府もちのき特別支援、大府もちのき特別支援[桃花校舎]